



『生命保険料控除』

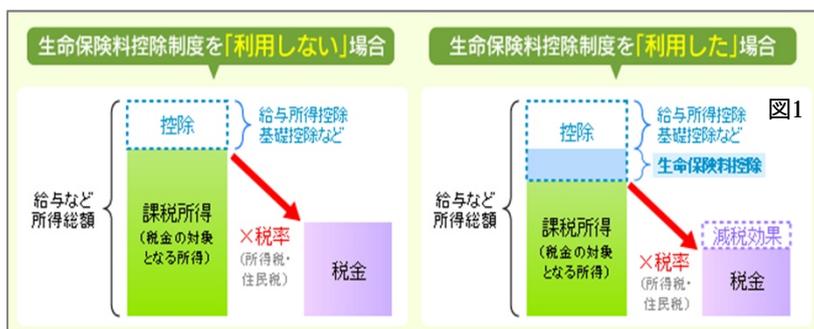
今年も残すところ2か月となりました。
そろそろ保険会社から「生命保険料控除証明書」が届く時期ですが、ご確認いただいていますでしょうか？

生命保険料控除制度を利用することで、支払った保険料の一部がその年の課税所得から控除されるため、所得税や住民税を引き下げる効果があります。

制度は平成23年以前と平成24年以降に契約をした保険で控除できる保険料の上限が異なります。
平成24年以降であれば『生命保険』『介護医療』『個人年金』の三分野において、それぞれ最大8万円の保険料を支払った場合に4万円(住民税は2.8万円)が所得控除されます。3つ合わせると最大12万円の所得控除となります。

ちなみに、**地震保険料**も控除の対象となります。基本的に保険料の全額が対象となります(最高5万円)ので、こちらもお忘れなく。(火災保険料、自動車保険料は控除対象外です。)

『控除』とは「金額を引く」という意味です。
今回の所得控除というのは税金が4万円安くなるのではなく、所得総額から差し引かれるため、課税の対象となる所得を減らすことができるということです。ご注意ください。(図1参照)
所得税率10%の方であれば(住民税は一律10%)
課税所得が4万円安くなることにより、
所得税は4,000円、住民税は2,800円が安くなり、年末調整で還付されます。



少子高齢化が進み、公的年金や医療保障などの社会保障制度が揺らぎ、自助努力が求められる時代となりました。万が一の場合や、医療費、そして老後資金の準備をしっかりと自身で準備をする必要があります。生命保険料控除制度は自助努力した分、税金を軽減しようという制度です。令和に入り、さらに自助努力の必要性が加速してきたように感じます。日本の現状を踏まえ、適正な備えと準備をしまりましょう。

生命保険料控除証明書が届いた際には、まずご自身の加入されている保険の内容の確認と、今のご自身に合った保障になっているかもぜひ確認をしてみてくださいね。
ご不明な点があれば、担当のプランナーにご連絡ください。



意外と知らない！地震保険金の支払われ方は？

地震保険は通常の火災保険と違い、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではないことをご存知でしょうか？
例えば、何かが壊れたからと言ってその修理金額を支払うという方式をとっていないんです。
支払の基準は4パターン「全損」「大半損」「小半損」「一部損」。では実際、どのように損害の程度を決めるのでしょうか？
地震の場合は鑑定人が現地に行き、実際の損害を調べます。被害が甚大な場合は鑑定人の鑑定が間に合いませんので、「この地域は一律全損」のように判断されるケースもあります。家財のみの損害の場合で、鑑定人がすぐ来なかったり、来るとしても時間がかかったりするケースがありますので、そういう場合はなるべく状況が分かるような写真を撮っておいて下さいね！



[発行] 株式会社F・P・S
〒541-0052 大阪市中央区安土町1-7-20 新トヤマビル6階
(大阪メトロ 堺筋本町駅 番出口 徒歩1分)
代表電話：06-6262-0501 フリーコール 0800-111-5667
<https://fpsjp.com/>



HPはこちらから